

## 要配慮者対策プロジェクトチーム運営要領

### 1 趣旨

この要領は、千葉市要配慮者対策推進部会運営要領に基づき、部会長が設置するプロジェクトチーム（以下「PT」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### 2 種類

PTの種類は、別表1に掲げるとおりとする。

### 3 構成

- (1) PTは、班長及び班員で構成する。
- (2) PTの構成は、別表2に掲げるとおりとする。

### 4 事務

- (1) PTは、その種類に応じて別表1に定めた事務について、目標、事務内容、担当課、スケジュールなどを記載した具体的な計画（以下「事業計画」という。）案を作成する。
- (2) PTは、千葉市要配慮者対策推進部会（以下「部会」という。）で事業計画の承認を受け、事業に取り組む。事業計画に重大な変更があったときも同様とする。
- (3) PTは、部会からの指示を踏まえて、事業計画の見直し案を作成する。

### 5 会議

- (1) PTは班長が招集し、これを主宰する。
- (2) PTは会議内容を適宜部会に報告する。
- (3) 班長は、必要に応じて関係者等を参加させ意見を聞くことができる。

### 6 廃止

PTがその目的を達成したときは、部会の承認を得て、廃止する。

### 7 庶務

PTの庶務は、班長が指定する課において処理する。

## 8 補則

この要領に定めるもののほか、P Tの運営に関し必要な事項は、班長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成22年 9月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年 7月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年 3月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年 5月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年 8月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年 7月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年 8月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年10月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年 4月 3日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年 2月 3日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

別表 1 (P Tの種類)

班	事務内容
福祉避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内小中高校保健室の福祉避難室指定に関する検討</li> <li>○公共施設や福祉施設の拠点福祉避難所指定に関する検討</li> <li>○福祉避難室及び拠点福祉避難所の設置運営方法の検討</li> </ul>
名簿整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者名簿の提供に関する条例の検討</li> <li>○避難行動要支援者名簿の登載者に関する検討</li> <li>○避難行動要支援者の実態調査に関する検討</li> <li>○避難行動要支援者の支援優先度に関する検討</li> </ul>
個別避難計画調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別避難計画の作成に関する検討</li> <li>○個別避難計画の活用に関する検討</li> </ul>

別表 2 (P Tの構成)

班	構成課
福祉避難所班	<p>危機管理課、防災対策課、国際交流課、保健福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康支援課、高齢福祉課、介護保険管理課、介護保険事業課、障害者自立支援課、障害福祉サービス課、精神保健福祉課、こども企画課、こども家庭支援課、幼保支援課、幼保運営課、東部児童相談所、西部児童相談所、各区高齢障害支援課、教育委員会総務課、学校施設課、学事課、保健体育課</p>
名簿整備班	<p>危機管理課、防災対策課、国際交流課、保健福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康支援課、高齢福祉課、介護保険管理課、障害者自立支援課、こども企画課、各区高齢障害支援課</p>
個別避難計画調整班	<p>危機管理課、防災対策課、保健福祉総務課、地域福祉課、地域包括ケア推進課、医療政策課、高齢福祉課、介護保険管理課、介護保険事業課、障害者自立支援課、障害福祉サービス課、精神保健福祉課、各区地域振興課、各区市民総合窓口課、各区高齢障害支援課、各区健康課</p>